

平成 15 年 9 月 9 日 制定（国空乗第 147 号）  
令和 7 年 8 月 1 日 最終改正（国空安政第 963 号）

航空局安全部安全政策課長

## 操縦士及び整備士の資格に係る航空機の型式限定について

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。）第 25 条の操縦士及び整備士の資格の技能証明に係る航空機の型式についての限定（以下「型式限定」という。）においては、以下の基本的な考え方に基づき取り扱うものとする。

### 1 操縦士の資格

飛行基準評価審査会による評価又は外国政府による安全政策課長がそれと同等と認める評価が行なわれている場合、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 54 条第 1 号に基づく型式限定は、当該評価の結果を踏まえて判断する。

飛行基準評価審査会による評価及び外国政府による安全政策課長がそれと同等と認める評価が行われていない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 規則第 54 条第 1 号の規定に基づき、構造上その操縦のために 2 人を要する型式の航空機については、系列型を含む当該型式について限定を行うが、当該型式機の系列型機であって、次のイ～ハの一に該当するものにあっては、別の型式として型式限定を行う。
  - イ 最小乗組員（航空従事者）数が異なる場合
  - ロ 飛行特性及び操縦特性について、製造国政府が行った実証試験、解析、評価結果が、他の系列型機の型式限定を有する者に対して実機又は模擬飛行装置（レベル C 又は D 相当）による訓練を必要とする程度に異なっている場合
  - ハ 新たなシステムの装備又はシステムの変更があった場合については、製造国政府が行った実証試験、解析、評価結果が、他の系列型機の型式限定を有する者に対して実機又は模擬飛行装置等（飛行訓練装置レベル 7 又は模擬飛行装置レベル B 相当以上）による訓練を必要とする場合
- (2) 規則第 54 条第 1 号に規定する国土交通大臣が指定する型式の航空機のうち飛行機に係る操縦士の資格にあっては、次のイ～ハの一に該当する場合は、型式限定を行う。また、当該型式の系列型機の取り扱いについては（1）項を準用する。
  - イ 操縦特性が他の型式機と比較して極めて特異性を有している場合
  - ロ 多発機であって、同一軸に推進軸が位置している場合
  - ハ 運航に際し、構造上その操縦のために 2 人を要する型式の飛行機と同等の構造及び性能を有している場合
- (3) 規則第 54 条第 1 号に規定する国土交通大臣が指定する型式の航空機のうち回転翼航空機に係る操縦士の資格にあっては、次のイ、ロの一に該当する場合は、型式

限定を行う。また、当該型式の系列型機の取り扱いについては（1）項を準用する。

- イ 同一等級内の回転翼航空機であって飛行経験のない型式機を操縦する場合の教育訓練のガイドライン（空乗第 2090 号平成 7 年 9 月 29 日）を超える程度に飛行特性及び操縦特性が異なる場合
- ロ 2 つ以上のメインローターシステムを装備している場合

## 2 整備士の資格

飛行基準評価審査会による評価又は外国政府による安全政策課長がそれと同等と認める評価が行なわれている場合、規則第 54 条第 3 号及び同条第 4 号の規定に基づく型式限定は、当該評価の結果を踏まえて判断する。

飛行基準評価審査会による評価及び外国政府による安全政策課長がそれと同等と認める評価が行なわれていない場合は、以下のとおりとする。

- （1） 規則第 54 条第 3 号イの規定に基づき型式限定された航空機の系列型機については、次のイ、ロの一に該当する場合は、型式限定を行う。
  - イ 他の系列型機の技能証明を有している者が対象となる系列型機の訓練を受ける場合、製造者が設定する他の系列型機に関するすべての訓練時間と当該型式機に関する差異についての訓練時間とを比較し、当該型式機に関する差異についての訓練時間が 50% を超える場合（任意装備品及び他の系列型機に関する復習等を除く。）
  - ロ 製造者において、前項イの差異についての訓練時間が設定されていない場合は、以下の事項に関し、他の系列型機との差異についての訓練時間を策定し、その差異が他の系列型機の 50% を超える場合（任意装備品及び他の系列型機に関する復習等を除く。）
    - （イ）航空機の運用
    - （ロ）航空機構造、性能及び作動に関する知識
    - （ハ）航空機点検作業
    - （ニ）交換、調整及び修理等に関する知識及び作業
    - （ホ）試運転及び機能試験
- （2） 規則第 54 条第 3 号ロ及び同条第 4 号の規定に基づき国土交通大臣の指定する型式の航空機については、次のイ、ロの一に該当する場合は型式限定を行う。また、当該型式の系列型機の取り扱いについては（1）項を準用する。
  - イ 当該型式機の構造及びシステムが同一等級内の他の型式機と比較して極めて特異性を有している場合
  - ロ その他安全政策課長が必要と認める場合

附則

- 1 本通達は平成 15 年 9 月 22 日から施行する。
- 2 「操縦士及び整備士の資格に係る航空機の型式限定について」（平成 12 年 12 月 18 日付空乗第 2173 号）は、本通達の施行日を持って廃止する。

附則（平成 28 年 3 月 17 日）

1. 本通達は、平成 28 年 3 月 17 日から適用する。

附則（令和 4 年 3 月 29 日）

1. 本通達は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 7 年 8 月 1 日）

1. 本通達は、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。